

海岸事業（水管理・国土保全局所管）の計画段階評価について（案）

○細目の考え方（案）

「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、海岸事業（水管理・国土保全局所管）の計画段階評価を実施するための運用を細目として定めることとする。

①事業の範囲

維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての直轄海岸事業等を対象とする。

（新規事業採択時評価と同様）

②評価の単位

海岸事業における計画段階評価の実施単位（以下「評価単位」という。）は、達成すべき政策目標に応じて適切に設けることとする。

注）計画段階評価と新規事業採択時評価の評価単位は一致する必要はない。計画段階評価時点では予算化する事業の範囲が確定されていないことから、計画段階評価が実施された事業内容については一部分を抜き出すあるいは複数の事業を組み合わせで予算化することも可とする。

③評価の実施時期

海岸事業においては、新規事業採択時評価の着手前までに実施することを原則とする。ただし、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業等を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

④評価の実施主体

海岸事業の事業内容の検討・決定は地方整備局等が主体となっていることから、計画段階評価の実施主体は地方整備局等とする。

⑤都道府県からの意見聴取

海岸法（昭和31年法律第101号）第26条第1項及び第2項の規定により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。

⑥計画段階評価の評価手法

実施要領第5の3 評価の視点に基づき、原則として以下の項目に基づいて計画段階評価を実施するものとする。

○実施要領第5の3①「事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する」に係る項目

1. 海岸の概要
2. 課題の把握、原因の分析

○実施要領第5の3②「達成すべき政策目標を明確化する」に係る項目

3. 政策目標の明確化、具体的な達成目標の設定
 - ①達成すべき政策目標
 - ②具体的な達成目標

○実施要領第5の3③「政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う」に係る項目

4. 複数案の提示、比較、評価

本項目においては、政策目標に応じて幅広い複数案を検討することとする。案が多い場合には、概略評価を行い2～5案程度を抽出して総合評価を行うこととする。